

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の復元を求め る意見書

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。障害のある子どもたちに対する合理的配慮への対応や外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校等の課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化し、学校に求められる役割は拡大している。また、授業時数や指導内容も増加しており、こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。そして、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革により、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障により、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備は不可欠である。

よって、政府におかれては、予算編成において、下記の項目を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月30日

兵庫県明石市議会